

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収） 第八条 法第二十九条第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者等」と総称する。）の入院に要する費用は、当該措置入院者等又はその扶養義務者から月額により徴収するものとし、その額は、別表左欄に掲げる所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割（同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額の合計額の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。 2・3 （略）</p>	<p>（費用の徴収） 第八条 法第二十九条第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者等」と総称する。）の入院に要する費用は、当該措置入院者等又はその扶養義務者から月額により徴収するものとし、その額は、別表左欄に掲げる当該措置入院者等及びその扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前々年分の所得税額）の合計額の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。 2・3 （略）</p>

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

所得割の額の合計額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）
56万4千円以下	0円
56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額

備考

- この表の左欄における「所得割の額の合計額」とは、措置入院者等並びにその配偶者及び当該措置入院患者等と生計を一にする扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該

入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額を合計した額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 措置入院者等又はその配偶者若しくは当該措置入院者等と生計を一にする扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 措置入院者等又はその配偶者若しくは当該措置入院者等と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

次の表の改正前の課税率と改正後の課税率との差額を算出した結果を以下の通り示す。

改正率。

改正後

別記様式第1号 (第2条関係)

診察保護申請書

年 月 日

(略)

本人	フリガナ 氏名	(男・女)	生年 月日	— — — —	年 月 日
	(略)		(略)		
(略)					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)

診察保護申請書

平成 年 月 日

(略)

本人	フリガナ 氏名	(男・女)	生年 月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	(略)		(略)		
(略)					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第4条関係)

退 院 申 出 届				
_____年 月 日				
(略)				
入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生 年 月 日	_____ _____ _____ _____年 月 日
	(略)		(略)	
(略)				
退院申出 年 月 日	_____年 月 日			
注 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4</u> とする。				

様式第2号 (第4条関係)

退 院 申 出 届				
平成 _____年 月 日				
(略)				
入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 _____年 月 日
	(略)		(略)	
(略)				
退院申出 年 月 日	平成 _____年 月 日			
注 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4</u> とする。				

様式第3号 (第5条関係)

診 察 指 示 書				
_____年 月 日				
(略)				
被 診 察 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生 年 月 日	_____ _____ _____ _____年 月 日
	(略)		(略)	
診 察	場 所			
	日 時	_____年 月 日 午前・午後 時 分から		
	(略)	(略)		
注 1 (略)				
注 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4とする。				

様式第3号 (第5条関係)

診 察 指 示 書				
平成 _____年 月 日				
(略)				
被 診 察 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 _____年 月 日
	(略)		(略)	
診 察	場 所			
	日 時	平成 _____年 月 日 午前・午後 時 分から		
	(略)	(略)		
注 1 (略)				
注 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4とする。				

別記様式第四号及び別記様式第五号中「イ」を「ロ」に改める。

「ロ」に、「ロ」を「イ」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号 (第11条関係)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

(略)

措置入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年 月 日	— — — —	年 月 日 (満 歳)
	(略)		(略)		
(略)					

注 1—3 (略)

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第6号 (第11条関係)

措置入院者の症状消退届

平成 年 月 日

(略)

措置入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年 月 日	— — — —	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 (満 歳)
	(略)		(略)			
(略)						

注 1—3 (略)

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号 (第12条関係)

退院・処遇改善請求書				
_____年 月 日				
(略)				
請求年月日		_____年 月 日		
入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	_____ _____ _____ _____年 月 日
	(略)	(略)		
(略)				
注 1 (略)				
注 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4とする。				

様式第7号 (第12条関係)

退院・処遇改善請求書				
平成 _____年 月 日				
(略)				
請求年月日		平成 _____年 月 日		
入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 _____ _____ _____ _____年 月 日
	(略)	(略)		
(略)				
注 1 (略)				
注 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4とする。				

様式第8号 (第13条関係)

仮退院許可申請書

_____年 月 日

(略)

措置入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	— — — —	年 月 日
	住 所				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

※仮退院年月日	_____年 月 日	仮退院 予定年月日	_____年 月 日から _____年 月 日まで
---------	------------	--------------	------------------------------

(略)

注 1・2 (略)
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号 (第13条関係)

仮退院許可申請書

平成 _____年 月 日

(略)

措置入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	住 所				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

※仮退院年月日	平成 _____年 月 日	仮退院 予定年月日	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
---------	---------------	--------------	------------------------------------

(略)

注 1・2 (略)
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の際現に措置されている者に係る費用徴収額又は自己負担額であつて、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則を適用して算定したものが新規則を適用して算定したもの以上となる場合の措置に係る費用の徴収については、新規則を適用するものとする。